

平成16年度第2回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会・会議録(要約)

- 1 日時 平成16年12月21日(火)
午後7時から8時30分まで
- 2 場所 調布市役所5階庁議室
- 3 委員出欠 出席 8名, 欠席 0名
 - ・ 出席委員…神長 勲委員(座長), 丸山 光信委員(副座長), 河野 久委員, 荒木 千恵子委員, 小島 嘉子委員, 齊藤 亀三委員, 鉄矢 悦朗委員, 藤生 よし子委員
- 4 傍聴者 5名

次 第

事務局からの連絡

定足数の確認

- 1 開会
- 2 第1回議事録の確認
- 3 委員からの発表
 - 丸山委員
 - 小島委員
 - 鉄矢委員
- 4 全体スケジュールの確認
- 5 その他
- 6 閉会

<決定事項>

- 1 今後の議事録は要約方式とする。
- 2 齊藤委員, 荒木委員, 藤生委員が第3回で, 委員として「条例案づくりへの思い」について発表する。
- 3 第3回は, 1月25日(火)午後7時から 総合福祉センター202・203会議室で行う。

* ()内は, 事務局注釈

* また, 今回の議事録では, 各委員の「条例案づくりへの思い」に関する発言については, 要約を最小に留めました。

神長座長： 定足数を満たすので、平成16年度第2回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会を始めます。本日は丸山さん、小島さん、鉄矢さんの順番で一人10分間、この条例案作りにどんな思いを抱いているかというお話をしていただき、それを基に意見交換をしたい。では丸山さんから。

丸山委員： 私はこの前もお話ししたように、市民参加プログラムの策定に関わり、(平成16年)12月12日にボランティアや市民活動の団体と交流会を開いた。そのときにも、住民自治基本条例の策定について、私の思いに触れたので、そのさわりをお話する。

「住民自治基本条例を目指して、今市民フォーラムでは検討を重ねている。条例案作りを目指した背景としては、一つには、地方分権改革によって国などから大きな権限が自治体に委譲され、自治の可能性が広がったということ。この自治を支え、実行していくには、主役である市民の市政への参加が是非必要であり、議会や市と共同で市政を推進していくことが強く求められてきている。調布市における市民参加に関する取組については、平成13年5月に調布市市民参加推進連絡会とその幹事会が設置され、そこで市民参加を前提とした施策や事業の取組についての課題の把握や、市民参加への基本的な取組の方針について検討が行われた。そして平成14年3月に、『市民参加プログラム策定に関する報告書』が、市から市民に提示された。この報告書を受けて市民フォーラムでは、公募した市民と一緒に『市民参加の仕組作りを話し合う会』を平成14年6月に結成。市民参加を進める上で市民と市が取組むべき事項について、約1年半に渡って、市民の視点で検討を重ねた。そして平成15年7月に、市長に対して『市民参加プログラム策定に関する提言』として、提言書を提出。この提言書を基にして、市民参加プログラムが作成され、市報(平成16年12月5日)にも発表された。しかし、市民参加を確実に実行に移していくための担保が調布市にはない。市民フォーラムでは、市民参加を保障するためには制度として住民自治基本条例が必要であり、また、住民自治基本条例を作成するためには、市民参加が必要であるという認識から、学識経験者を招いて、条例案作りを目指して8月に学習会を開き、10月には一般市民を公募して『調布市自治条例を作る会』を発足し、住民自治基本条例案作りに取組んでいる。ほぼ同時に調布市でも、条例制定に向けて『住民自治基本条例に関する市民懇談会』が設立された。その行政の中に、市民の声をどのように反映させていくかが今後の課題である。市民による『調布市自治基本条例を作る会』は月2回開いている。どなたでも参加自由。できるだけ多くの市民の皆様のご意見を伺うために、是非ご参加いただきたい。」

こういう趣旨の挨拶をした。この(配布資料の)裏に、その後の市長のご挨拶があるが、後半で「市民の自発的な参加は当然であり、今全国的な規模で拡大しつつある。行政の人間だけでやっているはおかしい。昭和20年代から40年代を振り返ってみると、行政と市民とを接近させるものがなかった。私も趣旨・考え方において、丸山代表の自治基本条例の考え方と同じである。私は皆さんが考えている施策をよく理解し、それを基に立案し、協働してやっていくことが大切であると考えている。これが世の趨勢すうせいでもある。必ずしもどのような施策でもアイデア通りにはいかないと思うが、

いつも一緒に考え、一緒にリスクを負ってもらいたい。これが協働では必要なことだ。一緒にやっていきたい。」とのことであった。「調布市市民参加プログラム」は調布市が作成したもので、後半の22ページに、私どもが提言した内容が掲載されている。我々は、大きい項目として7つ提言をした。まず第1に、「市民参加の仕組における情報の共有」が必要である。意思決定過程についての情報を開示する。それと市民の苦情、意見や提案等を集積するシステムを構築する。それから2番目に、「パートナーとしての能力の向上」。施策分野ごとに、日常的なコミュニケーションの場を作る。市民と行政をつなぐリーダーを積極的に開発すべき。市民参加の時代に合わせて、職員の勤務条件を変更する。3番目に、「市民が全ての段階で参画できる仕組の確立」。構想段階、策定段階で市民を事業に巻込む。実施段階でも市民の自己決定を重視する。評価結果を公開する。4番目に、「市民の提案を施策に反映させる仕組の確立」。これには、市民による市民のための法と組織を設立する。市民のニーズを、まず市民の中で調整する。それと行政の内部に情報の一元化、集約する組織を設立する。市民提案に対するフィードバックを行う。5番目に、「市民を中心とした、市民参加の仕組全体の評価・改善」。市民による評価を積極的に行う。市民参加の仕組全体を評価する専門委員会を設立する。6番目に「行政の役割」。市民のサポーターという位置付け、それから行政の役割、責任、何が可能で何ができないかを明らかにする。最後に、市民の役割として、行政に任せきりではなくて、自己研鑽する。市民団体が提言機能を拡充させていく。これを基にこの「市民参加プログラム」が育ったと理解しているが、本当にこれが「市民参加プログラム」に反映されているだろうかということから、我々はまず検討しなくてはいけないのではないかと。確かに、例えば「情報の共有」ということで、我々は市民から寄せられた苦情や意見、提案を一元化して、誰でもいつでもどういう形で処理・実行されていくのかの過程がわかるようにしたいという思いで、データベース化することを提案したが、このプログラムになると、「将来的には、積み上げられた意見をデータベース化し、市民がいつでも閲覧できるようなシステムを検討していきます。」という表現になっている。「将来的」というのは明日なのか10年後なのか、はっきりしない。それと、システムを「作ります」ではなく「検討します」ということは、「やるかやらないかわからない」という解釈にもつながる。これは条例がないから、そういうはっきりした形で表現できない、とするならば、やはりこういうことを一つ一つづつして条例の中に織込んでいく必要がある。そして行政では、施策は自分たちが作って、それに色んな市民の意見を求めるといったスタンスが強い。しかし市民から見ると、市民参加とは、施策そのものが市民の意見が積み上げられた、その延長線上に反映されてくるものだと思う。そのパイプが細い。それと、市民による市民のためのサポート組織を設立する場合に、我々は自分たちの思いを行政に伝えるのに、市民による市民の相談窓口といったものを設けたらどうかとか。総合調整室のような、統括する組織が必要ではないかということも提言したが、その辺がこの「市民参加プログラム」には欠けていないかと思う。また、市民参加の仕組全体を評価する仕組として専門委員会を設立する、と提言したが、それに対する言及がなされていない。皆さんにもこの提言書を読んでいただき、それが本当にこの市民参加プログラムに反映されているのかどうか、その辺りから検討を始めてほしい。

荒木委員： 「市民参加プログラム」というのは、他の自治体では「市民参加条例」となってい

る。「プログラム」というのは約束事で、「条例」というのは非常に拘束力を発揮するが、調布市の場合は「市民参加条例」ではなく「プログラム」として進んでいくのか、その辺りを確認したい。条例化されれば、丸山さんがおっしゃったことももっときちんとされる。私は、住民自治基本条例があって、市民参加条例があって、市民協働支援条例があって、という感じにすると考えている。自治基本条例の中に、協働も市民参加も全部含めてやってしまうのか、そこを事前に皆さんで確認したいと思う。

神長座長： 丸山さんたちは、「市民参加プログラム」と条例との関係はどのように考えますか。

丸山委員： 当初報告書として出てきたのは、これは「市民参加プログラム策定に関する報告書」で、市の中で作成されたもの。我々はこれを受けて、それに対する提言をした。その当時は、我々も「将来的にはこういう条例が必要になる」という認識はあったが、すぐに条例を云々という形ではなく、市民参加というものを実行していく過程で必要になってくるというイメージ。しかし実際に「市民参加プログラム」を作っていく過程で、市側の説明を受けると「これは条例がないから強制力がない」といったこともあった。そうすると、「市民参加プログラム」を支えるためには制度的なものを作る必要があると思い、我々は「条例を作る会」を立ち上げた。だから住民参加が確実に実行される保障があれば、条例を作る必要はないと思う。

神長座長： 第4章最後の「着実に推進していくために」の中にも、「条例化」といったような発想は文言としてはない。条例化そのものが目的というのもそうだが、それによって豊かな発想をどうきちんと法的に制度化して保障していくか、ということも大事。第4章にはそういったものが見当たらない感じもするが、段階を追って、懇談会を作っただけから条例化なのだといえれば少しはわかる。

斉藤委員： 第4、5、6の項目については、全て「(案)」となっているが。

事務局： 第1回の発足時に資料をそろえたときには、まだ「(案)」だった。12月に庁内で手続きをして、中身はそのまま決定された。平成13年度から18年度の基本計画の中で、調布市の住民自治基本条例を作るとしている。記述を読み上げると、「参加・協働のまちづくりを推進するため、これまでの参加の経験を踏まえ、通則ともなる市民参加プログラムを作成します。さらに、市民参加プログラムの実践の積み重ねを通して、より一層参加・協働のまちづくりを推進するため、地方分権の進展に合わせ、その基本方針となる住民自治基本条例を検討します。」となっている。そして平成13年度から15年度の前期3ヵ年で参加プログラムを策定し実践。それは平成16年度から18年度の後期3ヵ年も実践する。住民自治基本条例については、前期3ヵ年のところに「検討する」という記述。補足すると、この後で実施計画では、「住民自治基本条例は平成17年度に制定目途」としている。参加プログラムのほうは、丸山委員からご説明があったような経過をたどりながら、平成15年度までの前期3ヵ年に作ってそれを実践するという予定が、策定が平成16年度に及んでおり、この基本計画を策定した時点では、プログラムができて、それを実践しながら条例作りに入っていくというところの時間的な間隔がなくなっているのが現状。

神長座長： 丸山委員から、基本条例をきちんと構想することが、かねてからの提案を充実することであると。荒木さんは、それをサポートするということだった。基本条例を構想するとすれば、市民参加というのは最も基本的なところだろう。三鷹でも調布でも八王子でも、「これは譲れない、大きな時代の要求だ」ということはある。

では、2番目の小島さんに発表していただきます。

小島委員： 私は、日々活動していることから皆さんに思いをお伝えしたい。

調布駅のことから入るが、調布駅北口へ降りると新しいビルがあり、また、一步商店街に入ると古くからの商店が所々にあり、親しみやすい街並が広がる。その先には深大寺、神代植物公園が四季折々に姿を変えて一年を通して楽しめる名所がある。

南口は、現在立体交差へ向けて工事中だが、通常は噴水の周りに人々がたたずみ、のんびりとした時間の流れを感じさせる。グリーンホール、文化会館たづくりなど調布の文化的な施設が近く、市民及び他から訪れた人々にも、知的なゆとりのある時間を過ごさせてくれる。その他にも市内に名所はたくさんあり、調布のまちは、味わい深いまちとしてみんなに愛されている。

こんな調布を市民や他から訪れる人にとって、より住みやすく魅力あるまちにするために必要な住民自治基本条例について、次のようなことを考えている。

「市民が主役のまちづくり」を実現し、継続するために市民参加プログラムが多くの方の意見の積重ねで作られた。多方面でこれを基本に市民参加を進めていけたらよいと思う。

一言で「市民」といっても在住、在勤など様々な解釈があり、また、代々調布に住み続けている方と、住み始めて間もない方ではまちに対する思いはずいぶん異なると思う。

昔から調布のまちを大切に、まちの基礎を築いてきた方々の知恵を学びながら、新しい住民の新しい風と共に、今ある市民参加の姿がベストなのかを共に考えていくことが必要。

私が地域の人々と関わり始めてまだ10年余りだが、一つのこときっかけとなり次々組織や人とのつながりができるようになった。子供が小さかった時は、子育てに忙しく、地域の方に様々な機会でお世話になっていることにも気づかなかった。

市民と行政の間の見解が進んできつつあるが、現実に地域で活動する立場から見ると、自分が住む地域に関心の薄い方が多い。いくら仕組みを整えても、参加する市民が増えなくては何にもならない。一人の方がいくつもの役を兼ねるなど、周りから見ると首を傾げるかもしれないが、現実問題として役員のなり手が無いのが実情。市民にもっと自分の住むまちに関心を持ってもらいたい。せめて地域の行事、パトロール、クリーン作戦、盆踊り、何でもいいからまず参加して顔見知りになっていただきたい。仕事や子育てから手が離れた方、趣味のサークル以外にボランティアでも何でもいから地域の活動に参加していただきたい。調布の駅付近は、駐輪場以外にも自転車があふれ、歩道がまるで正規の自転車置き場かのように、整然と並んでいるところもある。ゴミの分別の問題もそうだが、小さなことの規則も守れないのはなぜか。一人ひとりが小さな約束事を守れば、調布のまちは大きく変わる。それにはまず自分が自分の住む地域に積極的に関心を持つことが必要。自分でゴミを拾ってみれば、ゴミを捨てなくなる。誰でもできそうなことを当たり前に行動するのは結構難しい。市民の代表を選ぶ選挙の投票率も高くはない。まず身近な誰でもできること、義務を市民一人ひとりが果たすことが大事。

毎晩のように消防団の車のパトロールの音が聞こえ、多くの方がくつろいでいる時間なので本当に頭が下がる。また各自治会などでも各所で火の用心や不審者対策のパ

トロールが行われている。市職員の見回りも行われていると聞く。我々市民は多くの方々に守られていることを感謝し、その輪をもっと広げるために多くの市民の参加が望まれる。

今回の調布市住民自治基本条例も形を整えて終わりにせずに、不法駐輪がなくなったりゴミが落ちたりしてないきれいなまちや隣近所の顔の見えるまち、笑顔のあいさつが絶えないまちの実現に役立てるようになることを望んでいる。

私は勉強し始めたところで、色々なものを読んだが、皆似たような感じだった。基本は似たようなものが絶対に必要だと思うが、それに加えて何のためにこれを作るのか。できて終わりでは何にもならない。これだけ皆が努力して、職員の方も作ってきたものなので、どうしたらいいか考えていきたい。

皆さんのアイデアで、条例ができたことすら市民が気づかない状況にならないようにしたい。

鉄矢委員：（小島さんのように、実践から発言することは大切であり）建築家も、「まず家の前を掃け」というのが基本。

藤生委員：三鷹市はこの間シンポジウムを開いたが、やはり調布は調布、三鷹は三鷹。大事なところはどうしてもかぶるが、三鷹も結構「森」とか「自然」とか「文化」を出している。調布にそういうものを書いてあっても良いが、調布は調布なりの良さがある。調布でも基本条例に関わらずゴミでも何でも、関心のある方とない方と両極端。関心のない方も、中には情報自体がよくわかっていないとか、名前は知っているけど内容は詳しく知らないとか。やはりもう少しPRを。作るからには、皆さんが愛着を持って、いつまでも「こういういい条例を作って良かった」と思えるようなものを、皆さんと一緒に作っていくのが私の理想。

神長座長：色んな情報を伝えるには、調布ぐらいの人口が基礎自治体の適正規模の一つだとよく言われる。次は鉄矢さん。

鉄矢委員：私は最初「都市計画マスタープラン」の住民参加から入った。そのときも市民参加をどうやって担保するかという議論があった。市民参加についてうまくしゃべっているのが、三鷹と世田谷かもしれない。三鷹と世田谷が市民参加について意識が高いのは、情報を共有していったからだと思う。調布はそれぞれが「私がやった」と言いながら、すべてまた新しく会を作ってやるという形。私も、この「市民参加プログラム」という名前は「文化のまちづくり」のときの最後に出して、その後に「フォローアップシート」というのをつけたが、消されてしまった。

それと、マンション調停のあり方。市民が市民に対して、(申し)立てるわけだが、それが問題になっているということは、うまくないだろうと。今調布市の旧甲州街道沿いは、ルールがなかったので、早いもの勝ち状態。マンションの向きを見るととても変で、間にある駐車場は、絶対何も建てられないだろうという風に残っている。他にも、大町小について新しい学校が合併統合してできたあとの管理の仕方をどうしようかという話し合いもあったが、そういうものを一元化して、共有情報としていきたい。小中高生の社会・公民などで、うまく種をまきたい。種まきの状態で「調布市はすごい」という意識を持って高校生を過ごしてくれて、(社会に)出ると、住民自治条例というのがぽっと出のものではなくなる。

2番目は、色んな住民参加。私も10年ほど前の「都市計画マスタープラン」から

始まって、「地下化」とか「文化のまちづくり」、それから水道も住民参加で関わった。住民参加のブームのような時代があって、公園作り、景観ガイドラインなどもあって、皆よくやった。皆さんの記憶に一番新しいところでは、仙川の問題。仙川の桜の木の問題は、役所側としてはしっかり住民参加という形をとっていた。あるルールに則って、ちゃんと手続き踏んで「切る」となってから、「そんな話聞いてない」となって、ひっくり返った。それは手続きを踏んだ側は「おかしいな」と思うし、市が市民との（情報）交流をうまくとってなかったのかもしれない。「都市計画マスタープラン」は理念策定型で、非常に広く住民参加を求めて、できるもの。あとはマンションなどによくある決定報告型。報告会という名の住民参加で詐称に近い。出す書類自身が、「マンション説明会を開きました」となっていて、向こうが納得するかどうかは関係ない。それから、今回のように「やる気」で、公募という名前で、知っている方が応募するから、知らない人は知らないままで終わるといった住民参加の形。僕がもっと思っているのは、「間接参加型」という、代弁者を選んで間接的に自治を行っているというこの部分が、この資料に私見で書いている3行目、「ほどよい加減の住民参加」。市民が選んだ議員なのだから、もう少し信頼すれば、住民参加で忙しくなって、家族に「また市民参加でどこかいくの？」なんて言われずにまちづくりができる。住民参加が活性化するのは議員への不信感の表れではないか。議員が代弁してくれないから、委員さんとか住民自治基本条例を作らなくてはいけないとか住民参加しなくてはいけないとか、こんなに声を出さないといけないのは、どこかに頼りなさがあるのかどうか、気になる。その下にそういうものを伝える、特区というのがうまくできないか。

それから3番目、住民参加をやりながらも、住民による多数決の結果とか意見を素直にトレースしていいわけではないと思う。たとえば、増税はもちろん嫌。でも、安心した福祉社会が欲しいと思ったときに、将来的にどういう風にすればいいんだろうといったときに、市民参加、住民自治といった格好で、行政がどう動けば市民が納得できるか。これは多分市民参加でやっていって多数決ということでは絶対駄目になる。

あと4番目は、「調布らしさ」。これは、他市の事例研究からだけでは絶対生まれない。どこか大胆な提案が必要。これを自治条例のどこでするのが悩み。問題提起ということもあったので、このようなことを考えながら、私はこの場にいる。そして右の絵（資料）は「景観コンテスト」というものがあつたときに、たまたま「調布イトコ図」というのをのんびり描きながら、「調布ってパッと目をつぶってどんな感じかな」と。僕は南の多摩川側から見るイメージがあつて、多摩川があつて、深大寺が奥にあつて、スタジアムがあつて、飛行場があつて、空が大きくて花火があつてというような。これが守れるのか守れないのか。これをもう少し拡大するとごちゃごちゃした街並みが残っていると問題があるが。

齊藤委員： 多摩川、深大寺、飛行場、スタジアム、花火というのは、本当に調布の象徴。

鉄矢委員： これらがもっと美しくなるような手法があればいいと思う。

藤生委員： 日活の撮影所もあつた。

神長座長： 特区については、今、特区制度を使って何かやらないかという意味ですか。

鉄矢委員： そうです。結局、指導要領で「社会」はこれを教えなさい、何年生で何を教えなさいと決まっていて、先生たちもそれで一杯一杯でやっている。そこに、実は小学校中学年で「調布を学ぼう」があるが、それを高校生のときにやっても面白い。高校生だ

から調布を学ぶというプログラムとか。指導要領を超えることをするなら特区でやらなければいけないのか。

神長座長： 独自の教育方法と内容を入れるために、特区制度を利用する。大学でも、色んな短大もあわせて実質たくさんあるが、「この大学がいつごろ、どのような思いでできたのかはきちんと在校生に伝えるべきだ」というのが増えてきた。ただ「愛せよ」とか「愛校心」とか「寄付金を出せ」とかではなくて、どういう趣旨でこの大学は設立されたのか、どういう問題点があるのか、展望は、といったことを授業できちんとやったらどうかというのはある。そうすると、「なるほど」というのと、反発も出てくる。小中高校生へ学校で教育するのも1本の柱だし、本当はこういう条例案なんかで、高校生や中学生のアイデアもとったような感じにして。

斉藤委員： 本来はそこに住んでいる人たちが色々な形で知恵を出し、力を出して、市議員さんや役場もあったが、結構皆が一所懸命やってきた。先ほど小島さんのお話にあったのは、仕組づくりも大事だが、そこにきちっと理解をして参加してくれなければいけないと。まさにその通り。私も色々なことをやっているが、「軒先を掃かない建築屋さん」のようなことが多い。さきほど「毎晩夜回りをさせていただいて」という言葉をいただいたが、毎年歳末警戒をやると「子供が起きるから、広報をするな。」とか、「救急車が出て行くときにサイレンを鳴らすな」とまで言われることがある。何のための緊急自動車かということを考えて、その方にとっては目が覚めてしまうかもしれないけれども、命の危険があったり、家が燃えてしまう危険に直面している方がいるからそうして出て行くわけで、もう少し理解していただかないと。住民基本条例にしても何にしても、「公民」ということが書かれているが、自分ひとりでここに生活しているのではない、まさにそこから始まらないと。すべての市民の方が皆で助け合って支えあって生きていて思っていただけのような仕組づくり、またそういうことによって、進んで参加していただけるようになる、そこが一番の基本だと思う。文章を作る、仕組を作るということも大事だが、やっぱり理解して参加していただけるように、どうやってそこへ持っていかが一番大事だと思う。

荒木委員： 私は消費者運動としてかなり色々なことをやっているが、子供、環境、消費生活などの運動は、どこへ行っても同じ人。この間スウェーデンの方の話を聞いて、「環境に優しいスウェーデンの消費生活」と日本とのギャップをすごく感じた。日本では、やはり情報が一人ひとりに行き届いていない。それから、知ろうとしない。スウェーデンには25年先を見据えた国策がある。それを市民が共有しているから、消費生活も非常にアップする。その方は、「日本を見ると活動をやっている人はずっとやっているが、やっていない人が多い。スウェーデンでは、それが平均化している。」と。国策が25年先を見ながらやっていて、それに対して国民がついてくるということで、非常に違いを感じる。そしてそのスウェーデンの人は、せっかく日本語を勉強したから、スウェーデンの環境問題を是非日本でもやりたい、スウェーデンは日本ほど大国ではないけれど、小国でもこんなことができるということをやりたいということをおっしゃっていた。それと、大人ではなく子供を教育しなくてはいけないというのが実感。私たちはよく消費生活のことで、学校へ総合教育などで行くが、子供からは「すごい発想だな」と思うものがどんどん出てくる。そういうものを大事にしていけば、これから良くなるのではないかと。それともう一つ、先ほど鉄矢さんが「増税は嫌だが、

安定した福祉社会が欲しい」ということをおっしゃったが、スウェーデンの場合は、税金がすごく高い。しかし、税金が高くて、国策で守られているから、消費者は安心して生活している。だから経済も活性化しているとのこと。タンス預金しているから日本では金が動かない。そうすると、増税しながら、福祉社会を築くのも必要かと思うが。増税は皆さん嫌だと思うが、その矛盾をどうやって解決していくかというのは、私も自分で活動しながら思っているところ。やはり皆さん一人ひとりがもっと情報を得て、自分の生活をどういう風に維持していくか、地域ではどういう活動をやっていったらいいのかということ、一人ひとりが感じ取らないと。

神長座長： 私が高校生や中学生も同じ市民参加として、もっとコミットする方向で考えていけないかと言ったが、これも一気にではなく長丁場で考えないと。早めの、4、5年のスパンでちょっと手直しを重ねて、色々ジグザグがあって、それで調布を出て行く若者もいるかもしれないし、魅力を感じて残ったり、途中で戻ってきたりするものもいるかもしれない。そこを長いスパンで見て、簡潔でわかりやすい、基本になるような考え方をこの条例に盛込んで、若者が「調布は結構面白いらしいよ」という方向にしていきたい。

お三方、ありがとうございました。

斉藤委員： 3、4年前基本構想を作ったときは、市民と行政が集まって1年か2年かけて会議を重ねた。でき上がったものを見たときに、議会とか議員さんが、今、市の中で発言力があるが、市民から見たときに議会の影が薄くなってしまっているのが実際のところだろうと。実際には、議会を通らなければ何も決まらないわけだが、皆さんが議会に、議員さん方に何かを頼るかといえば、頼らない。何か困ったことがあれば昔は議員さんをお願いをして、この地区に街灯がないとか水道がこない、下水ができないという形にしたが、今はそういうことがない。基本構想にしても、市民と行政が集まって検討する。本来であれば、議員さん方にも対案とまではいかないけれど、議員さん方の持てる力を存分に発揮していただくことが非常に重要。そうでないと、本来議会と行政という立場があって、それに市民が会うときに、果たして市民の意向が本当に正しいのかどうか、そういうときに議会が、あるいは行政が大所高所からものを見て、「30年先はこうなのだから、そうは言うけれどもきちんと我慢しなさい」とか、「これはこうすべき」とか、市全体として見ると、そういう風な形で議会がもう少し力を持ってやっていただけるといいなと思っている。

鉄矢委員： 私は議員を信じていないわけではないが、結局色んな市議会報を見ると、同じ党派は同じ意見で、ではこの党内で誰を選んでも同じなのかなと。本当にその地区その地区で出た人がきちんとディスカッションをしてくれて、同じ党でも、違うところは違うと言ってくれると、たぶんもっと信頼感ができる。今は、不信感というほどではなくても、力を求めている。25年後の施策がどうなるかとか、そういう欲求を満たしながら、ある知的欲求で監視をしていくとか、それで、時々参加するとか、「ほどよい加減の住民参加」というのが上手にできればいい。本当は20万人いれば、1人1回ぐらい出てくれば上手な市民参加ができているはずだ。

荒木委員： 少し語弊があるかもしれないが、私は議会も利用するし、陳情もする。議員の中には「僕はいいと思うけど、党が」という判断で駄目になることがある。せっかくあの方がいいなと思っても、党に束縛されて自分自身を表現できないのが実態。そうなる

とやはり、議員に任せては私たちの意向はなかなか通らない。皆スウェーデンみたいに25年先を見ているような発想があればいいが。今見ているとそうでなく、目の前のことしかない。

斉藤委員： 私は議員さんがすばらしいと言っているわけではなくて、議会にもっと活躍をしていただくことが、市の発展にとっては大事なことなのだ。今は行政と議会を比べたときに、予算の問題にしても何にしても、議会は現実には調査することもできない、こういう市民懇談会ひとつ設けることができない。議会にもう少し、予算という用語弊があるが、何らかの形で議会にもっと活躍していただくことが是非必要ではないか。

神長座長： 丸山さんにお伺いしたいのは、丸山さん方が別にやっているフォーラムで、「議会」という言葉があまり出てこないのですが、今議論になっているような議会との関係は、あまり意識しなかったですか。

丸山委員： 意識してないわけではなかったが、市民側から見た場合には、色んな提案とかいうことで、我々はどこに相談に行ってもいいかわからない。そうすると、総合調整室みたいな組織で、とにかく我々の意見や提案をそこで割振る。議会で審議するものは議会で審議する。政策室で検討するものは検討する。選別をそこでやってくれという意味も含めて考えていただきたい。でないと我々はどこに行っても、適当にあしらわれることになりかねない。例えば、「私の提案はどうなっているの」と検索すればすぐ「ここで審議しています」「ここでやっています」というのがわかるようであるべき。だから議会云々というの、議会で討議されるものならばそこで討議されて、このようにやっていますよというのが我々にわかるような形に考えてもらいたいという思いがあった。

神長座長： 基本条例を作る場合に、議会との関係は避けて通ることができない。いい意味で挑発をしないといけない。地方議会というのは、党派・会派など予定していない制度だが、いつの間にか、気がついたら日本はいかんともしがたくなっている。三鷹は結構案を書いている。議事機関についてページを割いている。今後議会等どういう風に展開していくかわからないが、必ず大きなポイントになる。

鉄矢委員： この「間接参加型」というのが、本当は日本の制度の基本ではないか。私もそういうのをあまり意識せずに成長して、いつの間にかほとんど関係ないようになっているが、それが欠落しているのではないかと思う。それが上手に機能すると、地元の言ったことを皆が責任をもってやって、参加型でものができてくる。

神長座長： 議員だって、古い意識の人にとって陳情スタイルは腕の見せどころ。これはこれで貴重。でも、「こういう新しい考え方を施策に盛り込んで、条例化もする。」ということを住民と切磋琢磨することを喜ぶ議員だっていないはず。そういう仕掛けを、この中で少しずつ作れればいいと思っている。

斉藤委員： 市民からすれば、議員さんに持っていくと大きな話になるが、個々の話というのは行政に直接話を持っていったほうが理解も早いし、結果も早く出るので、どうしても議員さんたちに言うよりもまず行政に直接声をかける。そういう流れもあるのかなと。

荒木委員： 実例からいうと、やっぱり環境問題でも、市のほうに何回言っても何の形も出さないと、自分の思うような回答が返ってこない。「一言提案」というのをやっているのだから市民から私たちの仲間のところへ来る。それで議員が環境なら環境部と直接話をすると、結構やってくれているが、市民は「やってくれていない」と言う。だから、

そういう議員の利用の仕方として、今みたいに真ん中に入って、「役所はこうやっているよ」と言うと、柔らかくなる。議員の役割はそういうところまで来たと思う。だから、私は常に勉強しながら議員に対して、こういうのはどうだとか、ああいうのはどうだとか提案しながら、調布市全体を良くしていかななくてはならないと思う。それで、この間「一言提案」の中で、議員が入ったらすぐ納得できたので、議員のやり方も大切だと。

丸山委員： 市民参加プログラム策定の話し合いをする場には、関心のある議員さんは参加されていた。そういう意味では、議員が全然参加しなかったわけではない。

神長座長： ありがとうございます。次回斉藤さんや藤生さんや荒木さん、河野さんに何かお話しいただき、それからいよいよ方向性を決めて行きたい。何を軸に条例を考えるのか。それを基に長い目で見て、ここは大事に、きちんと押さえたいと。そして、その目的のためにどういう制度を考えていくのか。ネックになることはあるのかないのか。やはりいくら頑張っても、法律的に駄目なものは駄目なことがある。でもそれはクールに煮詰めた上で。今日は色々な意見が出て良かった。

丸山委員： 事務局の人にお尋ねしたいのは、先ほど意見だとか苦情だとか提案だとかいうことで、各セクションに寄せられていると思う。それは調布市として、年間どれくらいの件数あるのか。一元的に管理というところまではいってないのではないのか。

事務局： 一つは市民相談という部署がある。「市長へのはがき」という形で苦情も励ましもくる。そういうものは、カウントしやすい。ただ、個々の現場で片付いてしまった苦情というのがカウントしきれているかという、できていない。それと、解決しきれないものはカウントしていない。

丸山委員： 提案でも、大きなものから小さなものまで色々だろうと思う。

神長委員： 次回、(資料の中で)「これはちょっと面白いじゃないか」など、感心した箇所があれば皆の共通の知識というか財産にしたい。

事務局： 先ほどのデータだが、市民相談で扱っている「一般相談」という形で、15年度は年間で3828件。法律相談などの「専門相談」はまた別に、年間2241件。道路の苦情は年間1257件。事務報告書では、他に環境の問題など色々分かれているので、トータルは積算しないと出ない。

次回日程は平成17年1月25日 午後7時から
総合福祉センター2階 202・203会議室